

2023年度 第2回 JSR 編集委員会 議事録

日時：2023年7月3日（月）20：00-21：00

場所：オンライン開催（Webex）

出席予定：川口 善治（担当理事）、大島 寧（委員長）、長谷川 和宏（アドバイザー）

西良 浩一、重松 英樹、鈴木 亨暢、竹内 大作、高畑 雅彦、茶藪 昌明、長谷 齊、福岡 宗良、山崎 隆志、明田 浩司

欠席：西田 周泰、二階堂 琢也

杏林舎／鶴間、田村（記）

■報告事項

1. JSR 掲載論文の誤植と訂正の報告：杏林舎
2. 理事会報告事項

■審議事項

1. JSR 投稿規定改訂について
AI 支援ツールを用いた投稿論文の取り扱い
2. 適応外使用の医療機器と医薬品について
 - 1) ScholarOne 投稿システム画面
 - 2) JSR 投稿規定

■報告事項

1. JSR 掲載論文の訂正とお詫び

JSR14 巻 6 号（腰痛学会特集号）に掲載された藤谷順三先生論文にて、図内数値表示に以下の誤りが生じた。杏林舎より謝罪を行うとともに、今回の原因と対策の報告がなされた。

訂正箇所：図 7 掲載数値

rest：誤「48cm」⇒正「0.48cm」

draw-in：誤「76cm」⇒正「0.76cm」

発生原因：

入稿データを用いて画像データ処理を行った際、表示すべき数値「0.48cm」「0.76cm」を、それぞれ「48cm」「76cm」という誤った数値となるデータ処理を行った。その要因としては、図表はデータ入稿となるが、データを処理する際に文字を表示させる枠と文字にズレが生じ、文字の一部

(小数点の部分)が表示されない事象が起きた。その後、杏林舎内校正時の確認で発見が出来ず、そのまま著者校正を実施し、校了、公開に至った。

図・写真について、基本的には入稿データをそのまま掲載するため、行う作業はリサイズのみである。しかし、今回の入稿データのように、各パーツが結合されず、重なっているだけの画像の場合、杏林舎で一枚画像にするための処理を行っている。

今回の掲載不備は、その処理時の作業確認及び杏林舎内校正確認時での発見が出来なかったことが原因である。

今後の防止対策：

杏林舎作業部門への、画像処理時及び校正時でのチェックをこれまで以上に徹底するとともに、著者校正時に、図表内を著者にもご確認いただけるよう、初校 PDF に図表内数値の確認依頼文章を追記することとなった。

2. 理事会報告事項

以下の内容が川口担当理事より報告された。

- 1) 国際的な流れから AI 支援ツールを用いた論文の取り扱いについて JSR でも明確に投稿規定に盛り込む必要があるため、次回の理事会にて投稿規定案を提出する。
- 2) 医療機器または医薬品の適応外使用について、JSR 投稿画面にチェック項目を設置したが、理事会にて分かりにくいとの指摘があり、1) 認可されているものか 2) 適正な使用法か、を分かりやすく示す必要がある。次回の理事会にてチェック項目と投稿規定の修正案を提出する。

■審議事項

1. JSR 投稿規定改訂について

- ・ 大島委員長：分かりにくいという指摘はシステムの画面か内容どちらか。
- ・ 川口理事：文言に問題がある。認可されているが使用に問題があったヘルニコアのケースでは、認可されているかの質問に「はい」と答えたが適応外の使用だった。
- ・ 大島委員長：ヘルニコアについては認可されているため、使うことは認められてるけど、保険適用ではないケースがある。
- ・ 川口理事：適切に使用されているかどうかをチェックする文言が必要。
- ・ 大島委員長：質問事項に①認可されているか、②認可はされているが適応基準を満たしているか、が必要。
- ・ 長谷川アドバイザー：適応の定義が難しい。ヘルニコアの場合、PMDA の添付文書には詳細はないものの、販売元の科研製薬による適正使用ガイドには「後縦靭帯下脱出型が適応」と明記されている。適応の解釈が様々である。外国の雑誌や学会発表では、医薬品とか機械そのものが認可されているのかというレベルだが、まったく別の問題である。適応をどのように定義して、どのように著者が

確認すればよいか。

- ・ 大島委員長：著者もその認識がない。適切な使用かどうかに対し、著者が「はい」とチェックできないと思う。
- ・ 茶園委員：JSRの投稿者は日本人と言って間違いはない。本邦の保険診療に則っていることを具体的に書いて確認させればよいのではないか。
- ・ 西良委員：茶園委員の意見に賛成。ただ保険診療に則っているかを知らない著者が多い。ヘルニコアのケースでも適応と思ってやっているの、その判断ができるエディターまたはレフリーに見てもらった方が良いのではないか。
- ・ 大島委員長：セメントスクリューは何本使ったらいいのかなどのも問題も同様。レフリーにお願いする方向も以前出たが、レフリーはボランティアでやっているの、なかなか責任を負えない。そうならないように設問に文言を入れることで、著者が最終的にチェックしたという文言を残すことが大事と考える。その後、漏れてしまうこともあると思われるが、ここにもう一步突っ込んだ形に書き換えるということでしょうか。
- ・ 茶園委員：同様な症例を具体例として入れておけば、著者が「はい」「いいえ」を付けやすいのではないか。
- ・ 長谷川アドバイザー：画面が分かりにくい。医療機器と医薬品の適応外使用 <以下を確認してください> とあるが、その下には、* 投稿原稿で使用されている医療機器および医薬品は、政府または公的機関によって承認されており、著者の国または地方条例に従って使用が認可されている。、と記載されており、これは適用と別問題なので、一つの文章でうまくまとめるのがよいのでは。
- ・ 川口理事：JSRは日本人しか投稿しないので、日本人を想定して作っても良いと思う。「著者の国」などと書いてあるのが寄せ集めたような内容で分かりにくい。
- ・ 長谷川アドバイザー：承認と適用の遵守をシンプルに一つにしたらよい。
- ・ 山崎委員：適用かどうかについては、少し広い範囲を行って発見できることもあるので、レフリーやエディターがきっちり判断するのが良い。適用まで著者が考えるべきところではないのでは。
- ・ 大島委員長：そのような意見も出ていて、ある程度そこを緩くしないと進歩がないが、問題は学会の機関誌ということで、学会の先生からご意見を受けたというバックグラウンドがある。
- ・ 山崎委員：そのような背景は理解するが反対意見である。
- ・ 長谷川アドバイザー：適応については、理事の先生の意見でどの程度まで良しとするかを決めるのが良い。
- ・ 川口理事：文言の案を作成して提示してメール審議して、先生からもう一度ご意見をもらって、その文章を理事会に提示するのではどうか。
- ・ 鈴木委員：長谷川アドバイザー意見と違って、承認されているか、適用しているか、は一緒にしないで分けた方が良いと思う。ヘルニコアの場合では認可されているが、適用外で使用している。そこにズレがあってもレフリーが気付けるようにするのが良いと思う。
- ・ 高畑委員：鈴木委員に賛成。投稿規定の下に文章に「容認しない」という部分の表現が強すぎる。たとえば適用外でもきちんとした適用拡大を目的とした研究をした場合もあり得るし、最近JOSで査読した骨髄炎のアイマップについても査読したことがあるが適用外である。少し拡大してやった場

合も、倫理委員会に諮って適用外だけこういう治療は許容しようということで、これしかない、ということでもやることもある。PET-CTなども感染症で使うのは適用外だが、適用外が明記されつつ、治療に使い発表する余地があっても良いのでは。それを「適応外の投稿論文は容認されない」というと、適応外は全部ダメとこうことになる。

- ・ 大島委員長：たとえば大学で血液内科や神経内科の疾患で認められてない薬を使いたいという稟議がくることもあるがその稟議を経て使う場合もある。山崎委員の意見も踏まえて、適用外が認識されていないことがだめだったのか、適用外そのものがだめなのか、認識がコンフュージングである。ジャーナルとしてはそれをすべてリジェクトするという目的ではなく、適用外だけ手順を踏んでいる認識を持っていることを著者から拾い上げ、あくまでディスクローズすることが大事。理事会ではどのような認識でしたか？
- ・ 川口理事：そこまで具体的に議論はされていない。
- ・ 大島委員長：文言を一度考えて理事会に提示し、それを出す際に、その他の意見（例えば全部却下も良くないなど）も添えて報告するというものでどうか。
- ・ 川口理事：その方向で良い。
- ・ 大島委員長：SSRR はどうなっているか。
- ・ 川口理事：SSRR ではそのような問題は出てきていない。
- ・ 杏林舎 田村：JSR は SSRR の規定を和訳したような形で作成されている。ご指摘の通り国際誌向けの規定のため国が認可した使用かどうかという内容である。先生方の意見を踏まえて日本の保険診療の適用外かどうかについて国内他誌の状況もお調べし修正を加えた案を作成させていただく。その案を先生方にメール審議とし、質問の内容、設置方法も含めご意見をいただく形としたい。
- ・ 長谷川アドバイザー：文言は JOS と SSRR と同じでしょうか？それともヘルニコアの件があって変更を加えたのか。
- ・ 杏林舎 田村：SSRR の規定とほぼ同じもので変更は加えていない。
- ・ 長谷川アドバイザー：基本的には公式雑誌なので JOS と SSRR に準じて JSR を作成するのが良いが、ほぼ日本人の投稿なので、理事会で判断してもらうのが良い。
- ・ 大島委員長：SSRR は特に変える予定がない場合、JSR だけそこまで厳しくする必要はあるのかという問題もあるが、まずは色々な意見と案を出させていただくこととする。
- ・ 川口理事：皆さんにみてもらい最終案として理事会に提出する。

<結論>

- ・ 認可されているか、認可はされているが適応基準を満たしているか、の 2 点を設問に盛り込んだ修正案を作成し、案を理事会に提出する。
- ・ 文言については編集委員会が出た意見を添えて、最終的には理事会で決定いただく。
- ・ 設問の修正案を杏林舎が作成し、メール審議を行う。

2. 適応外使用の医療機器と医薬品について

<審議事項>

- ・ 大島委員長：ChatGPT を使った際の投稿規定は SSRR では既に対応済みか。
- ・ 杏林舎 田村：5 月に ICMJE 規定が改訂する前に要点のみ既に掲載済みだが詳細をアップデートする予定である。要点としては、①AI を著者として認めない、②AI を利用した場合論文中に開示、③ AI から取得した情報は文献として引用できない ④AI を用いて作成した内容に倫理的問題（著作権等）が発生した場合でも責任は人間である著者が追う、の 4 つである。
- ・ 大島委員長：他誌でこれらをチェックする機能を設けているのか。
- ・ 杏林舎 田村：他誌では投稿規定を改訂しているのみで、投稿サイトのチェック項目は設けていない。要望があれば追加可能。
- ・ 鈴木委員：AI を使った場合には利用を記載するということが、DeepL や Paperpal など翻訳機能や英語校正ツールも出ているが、それらも書く必要があるのか。
- ・ 杏林舎 田村：学習機能があり利用した情報をストックしていく機能を備えたツールを使った場合が該当しており、日本語から英語に単純に変換する DeepL などの翻訳機能は問題にならない。
- ・ 大島委員長：AI ツールは今後もどんどん変わっていくので毎回チェックするのは厳しいとは思いますが、規定を明記しておくことが必要。
- ・ 川口理事：JSR は JOS からの和訳したものか。
- ・ 杏林舎 田村：JOS からではなく ICMJE からの内容を網羅したものを JSR と SSRR に反映予定で、JOS の規定では ICMJE の規定に加えてエルゼビア社の方針も加わっている。例えば資料にある開示方法を具体的なステートメントが規定で推奨されていて、これはエルゼビア社の方針である。JSR でも必要であれば開示のルールを追加することは可能。
- ・ 川口理事：SSRR はまだこの議論はこの議論は行われていないか。
- ・ 杏林舎 田村：SSRR では承認を得て AI の取り扱い規定を掲載しているが、その内容について深く議論はされていない。
- ・ 川口理事：AI については SSRR と JSR と歩調を合わせて進めたほうが良いと考える。
- ・ 大島委員長：JSR ではこの文章で良いので、理事会で確認し、SSRR についても確認いただくことになると思う。その際に適応外の件も歩調を合わせることになるだろう。
- ・ 川口理事：今日の 2 点の議題は SSRR と歩調を合わせるということで、筑田先生に話をさせていただく。次の理事会が 7 月 24 日である。
- ・ 大島委員長：理事会で案を提出するため、杏林舎に 1 週間ほどで案を作成いただき、編集委員全員にメール審議として送ってほしい。
- ・ 杏林舎 田村：案が出来次第、委員全員に送付する。

<結論>

- ・ AI を使用した論文の取り扱いについては ICMJE の内容を遵守した今回の提案内容で理事会に諮ることとする。
- ・ AI 関連の規定と適応外使用の件を、SSRR の担当理事にも共有し極力歩調を合わせる。

以上